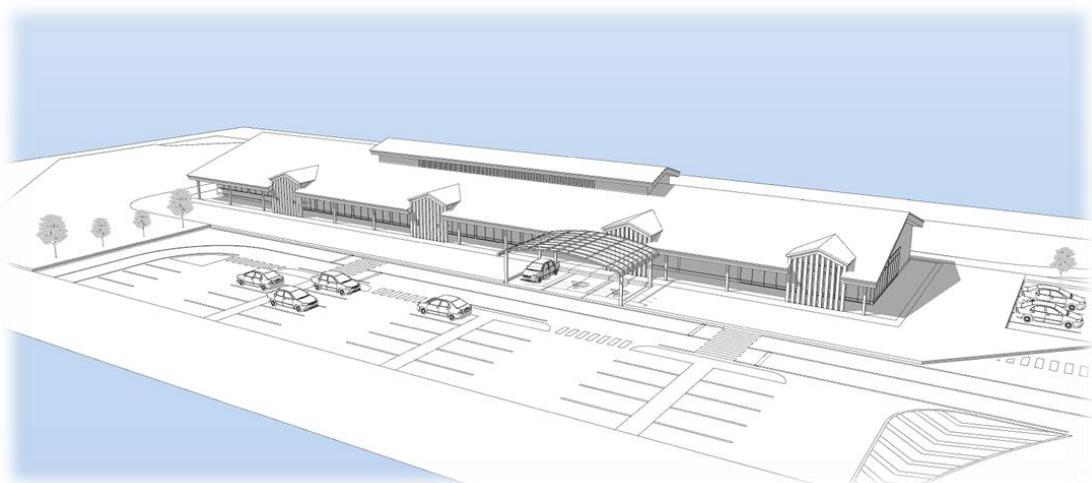


道の駅「北条公園」再整備事業基本計画 参考資料



令和元年 6 月

北 栄 町

※本資料に記載の内容は、北栄町で作成した素案であり、関係機関等との協議により策定します。

目 次

第 1 章 敷地分析 -----	1-1
1-1. 周辺道路 -----	1-2
1-2. 表面排水処理 -----	1-4
1-3. 土地利用形態 -----	1-5
1-4. 防災情報 -----	1-6
第 2 章 施設配置計画 -----	2-1
2-1. 施設ゾーニング図 -----	2-2
2-2. 施設配置計画 -----	2-3
第 3 章 建築施設概略計画 -----	3-1
3-1. 配置計画 -----	3-2
3-2. 建築施設概略計画 -----	3-4
第 4 章 事業スケジュール -----	4-1

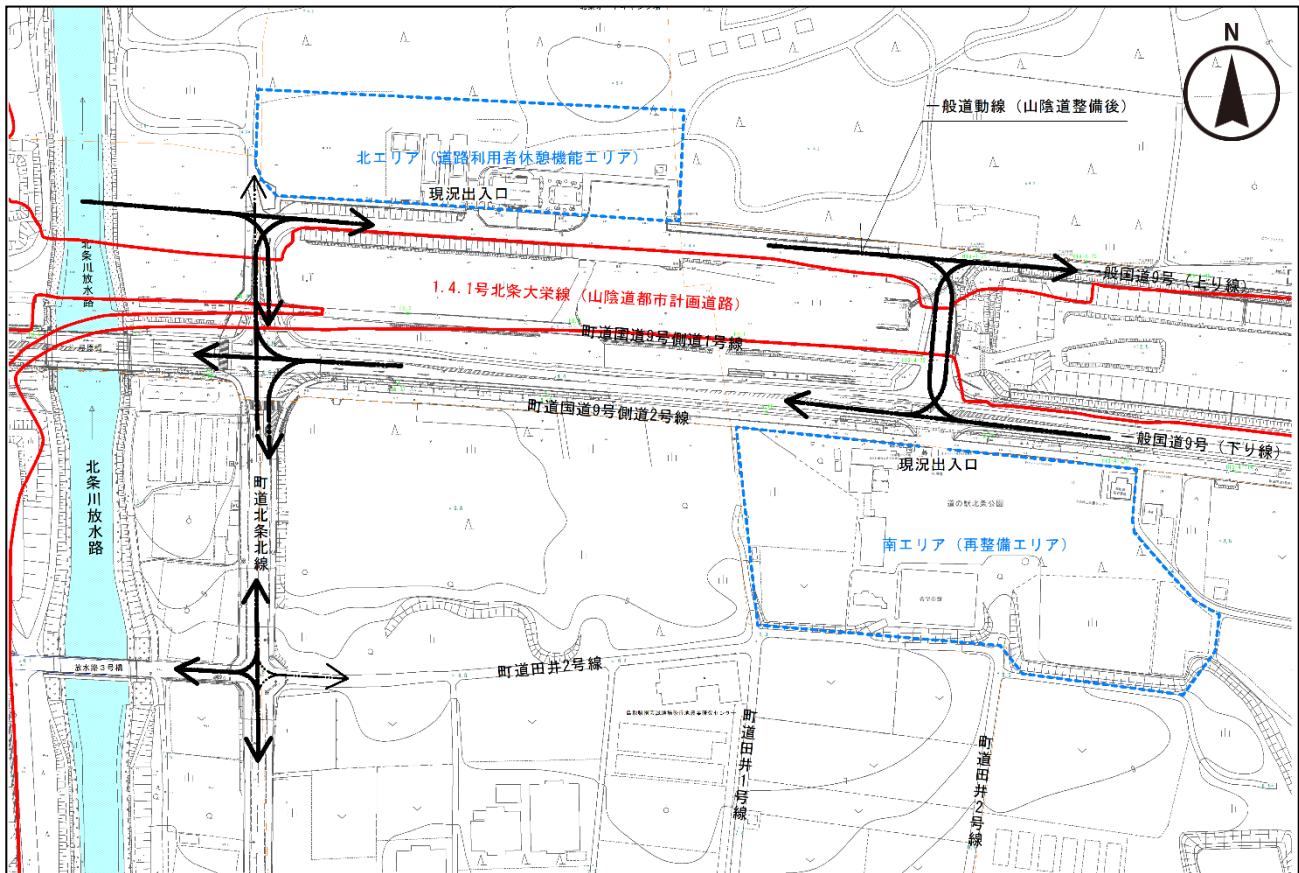
第1章 敷地分析

第1章 敷地分析

1-1. 周辺道路

(1) 道の駅整備後の周辺道路計画

道の駅整備計画地周辺では、山陰道整備に伴い道路交通形態が変わり、前面道路となる一般国道9号は山陰道を中心として下図に示す様にセパレート構造となる予定です。



■周辺道路計画

(2) 課題の抽出

【北エリア】

課 題

- 町道国道9号側道1号線の機能復旧方針を決定しなければ、北エリアの土地利用計画の立案ができない。
- 前面道路となる一般国道9号上り線の車両動線は東側への一方通行となり、かつ南方面への出入りを考慮すると、現在の出入り口では利便性の高いアクセスがない。

対 策

- 町道国道9号側道1号線の代替ルート方針を決定する。
- 出入り口の位置を、前面道路、南方面から安全にアクセスができる位置に見直しをする。
- 道路利用者休憩エリアとキャンプ場エリアの境には、交通安全施設、振動騒音等環境対策施設等を設けて、キャンプ場利用者が快適に施設を利用できるように配慮する。

【南エリア】

課 題

- ・前面道路となる一般国道9号下り線の車両動線は西側への一方通行となり、かつ南方面からはアクセスができない。

対 策

- ・前面道路から安全に出入りできる計画とする（出入口位置は現在の位置）。
- ・町道田井2号線の改良工事を立案することで、南方面からのアクセスを確保する。

【南北エリアへのアクセス】

課 題

- ・山陰道、一般国道9号を挟んで南北エリアが位置するため、施設利用者が徒歩で円滑な移動ができない。

対 策

- ・前面道路計画、公安委員会等と調整し、歩道や横断歩道が整備されるように調整する。

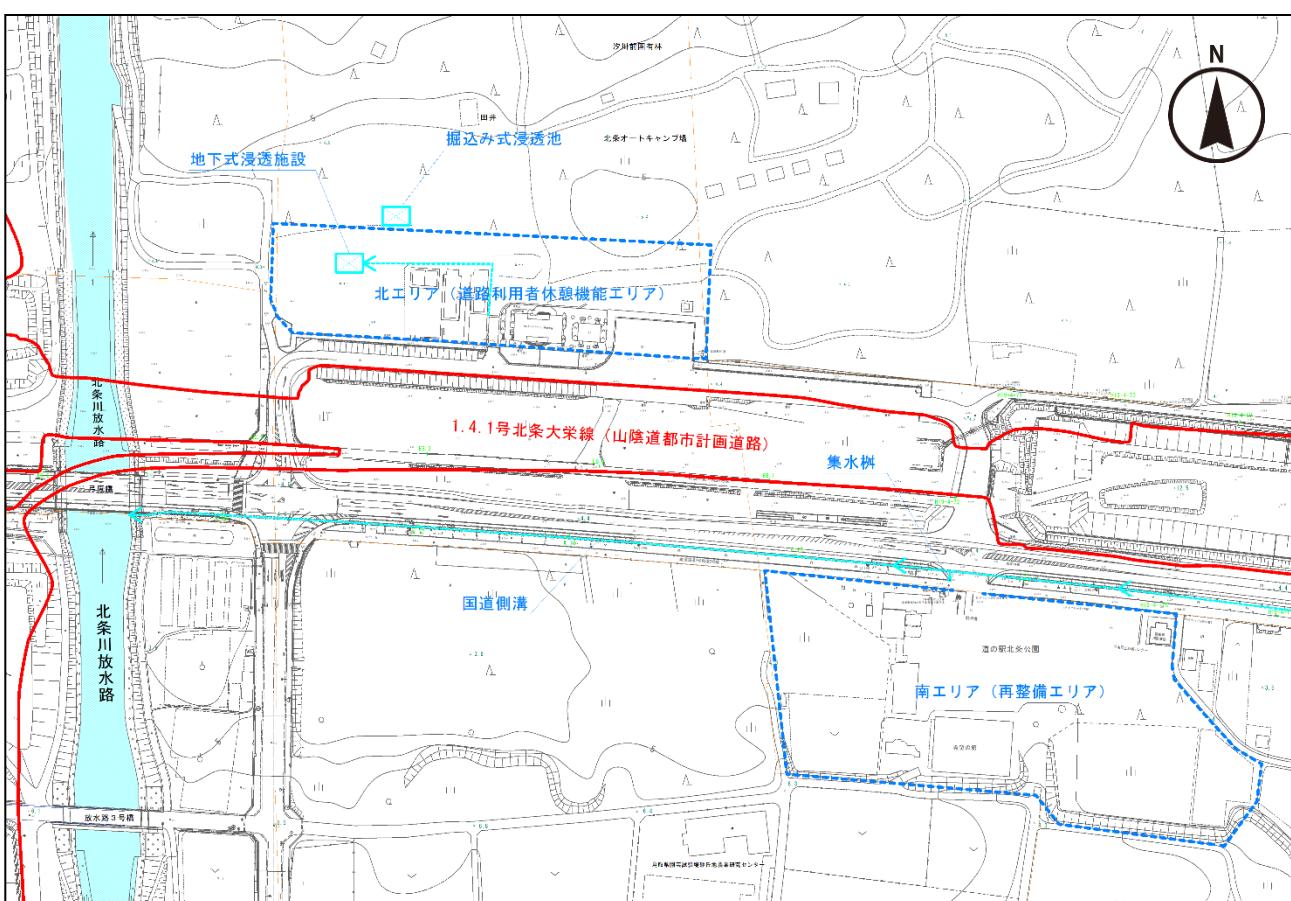
1-2. 表面排水処理

(1) 計画エリア内の表面排水処理状況

北エリアでは、キャンプ場内の表面排水は掘込み式の浸透池を数か所設置して排水処理をし、舗装地においては側溝により表面排水を集水して、現在の芝生広場に設けられた地下式浸透施設において流末処理をしているため、北条川放水路への排水処理はありません。

南エリアでは、既存施設に排水溝の設置は無く、周辺の砂地へ浸透処理をしており、地下浸透されない排水が舗装表面を流れて、前面道路の集水枠を経由して北条川放水路へ排水処理されています。

なお、北条川放水路は暫定計画（1/5年確率）で整備されており、計画地周辺は計画流域対象外となっています。



(2) 課題の抽出

【北エリア】

- ・現在、表面排水は場内で地下浸透処理により流末処理を行っており、整備に当たってもこれまで同様に、地下浸透処理による流末処理が必要となる。

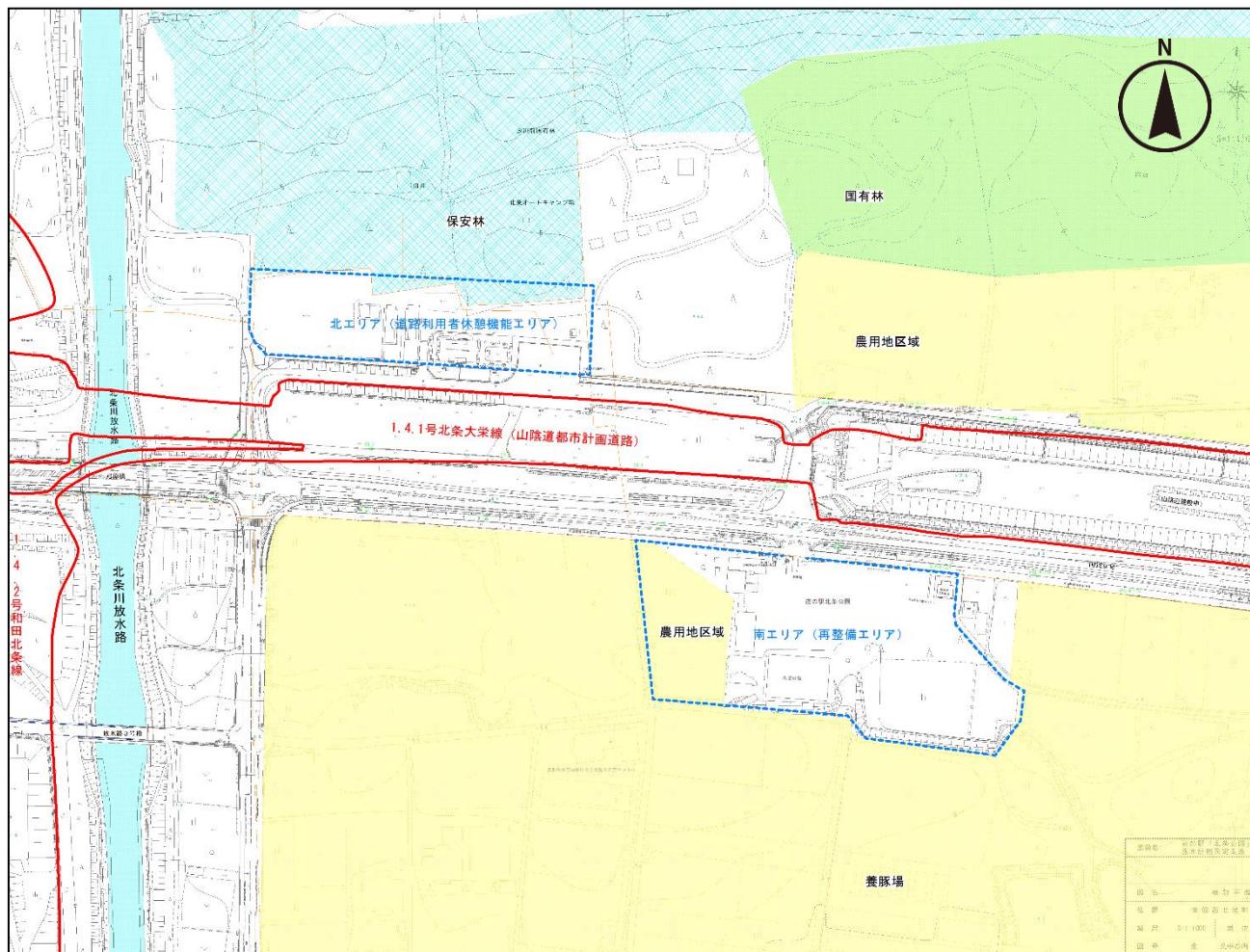
【南エリア】

- ・流出増分の表面排水について北条川放水路への放流は、流域外の排水となるため基本的に許可されない。
- ・北エリアと同様に、地下浸透処理による流末処理が必要となる。

1-3. 土地利用形態

(1) 計画地周辺の土地利用

計画地周辺の土地利用状況を下図に示します。



■周辺の土地利用状況

(2) 課題の抽出

【北エリア】

- ・道路利用者休憩機能エリアの一部が保安林（健康保安林、防風保安林）となっているため、保安林解除申請等が必要となる。

【南エリア】

- ・西側にエリア拡張する構想である。拡張区域は農用地区域に指定されているため、農地転用が必要である。
 - ・拡張範囲を含めた南エリアは約 1.7ha であり、土地の形質改変が発生するため、都市計画法に基づく開発行為の対象となり、開発協議が必要となる。
- そのため、設計においては、開発行為許可基準に準拠した検討を行う必要がある。

1-4. 防災情報

(1) 計画地周辺の防災情報

計画地周辺の防災情報を把握するため、北栄町防災ハザードマップ【津波・降水・土砂災害】を以下に示します。



■凡 例
河川洪水時浸水深（計画規模）
深さ 0.5m 未満
0.5m 以上～3.0m 未満
3.0m 以上～5.0m 未満
津波による浸水深
深さ 0.3m 未満
0.3m 以上～0.5m 未満
0.5m 以上～1.0m 未満
1.0m 以上～3.0m 未満
3.0m 以上～5.0m 未満
5.0m 以上～10.0m 未満

■計画地周辺の防災情報（河川洪水規模は1/100年確率）

計画地周辺は、津波・集中豪雨による被害の可能性が低い区域であるため、災害時の自衛隊の集合基地、物資の供給拠点として活用が可能であり、主要幹線道路に接続も可能であるため、地域の防災拠点として位置付けることができます。

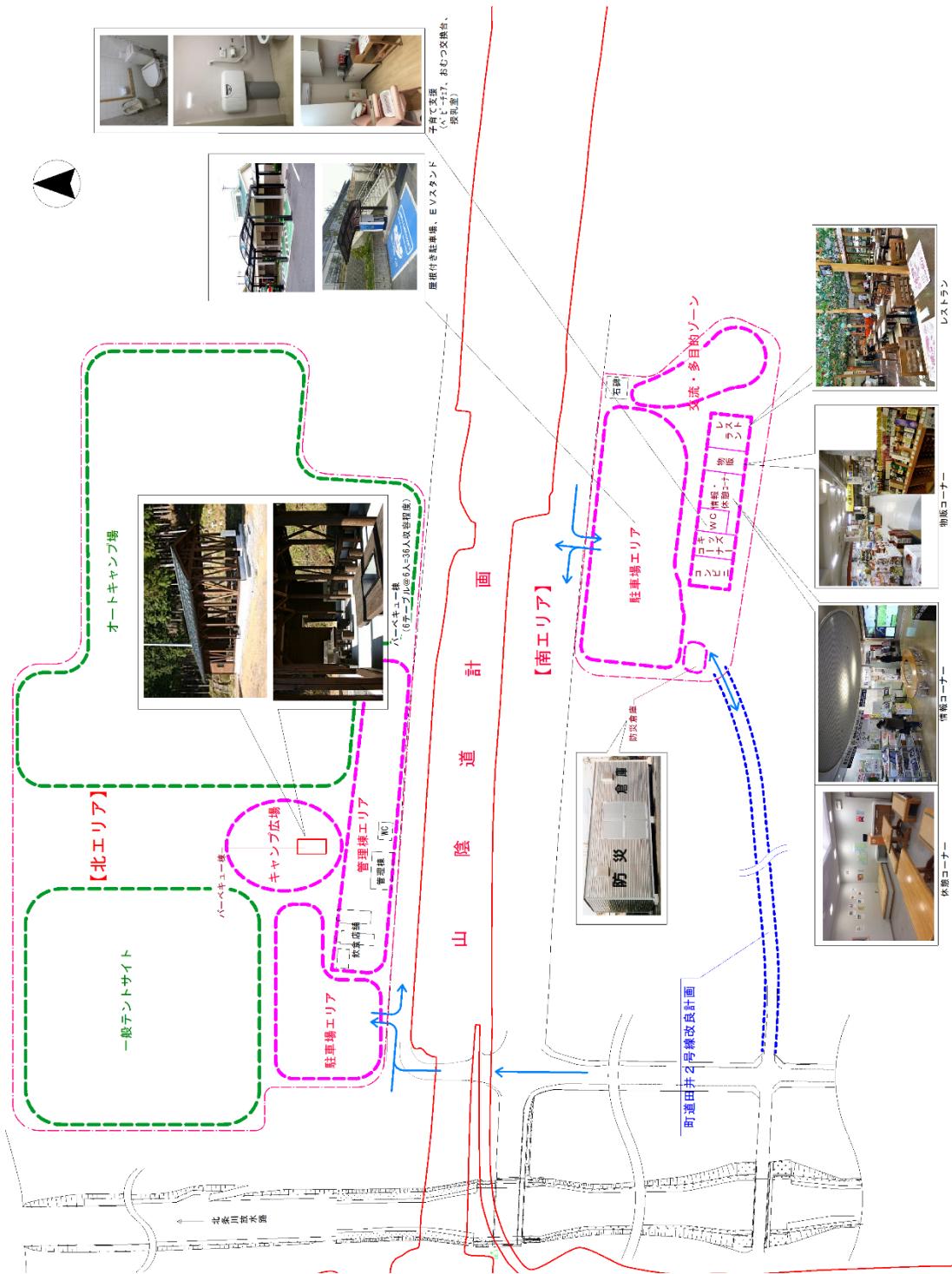
第2章 施設配置計画

第2章 施設配置計画

計画地敷地条件、諸施設の計画規模を踏まえた施設配置計画（土地利用計画）案を示します。

2-1. 施設ゾーニング図

施設配置計画は、下図に示すゾーニング図に基づいて計画するものです。



■道の駅北条公園再整備ゾーニング計画

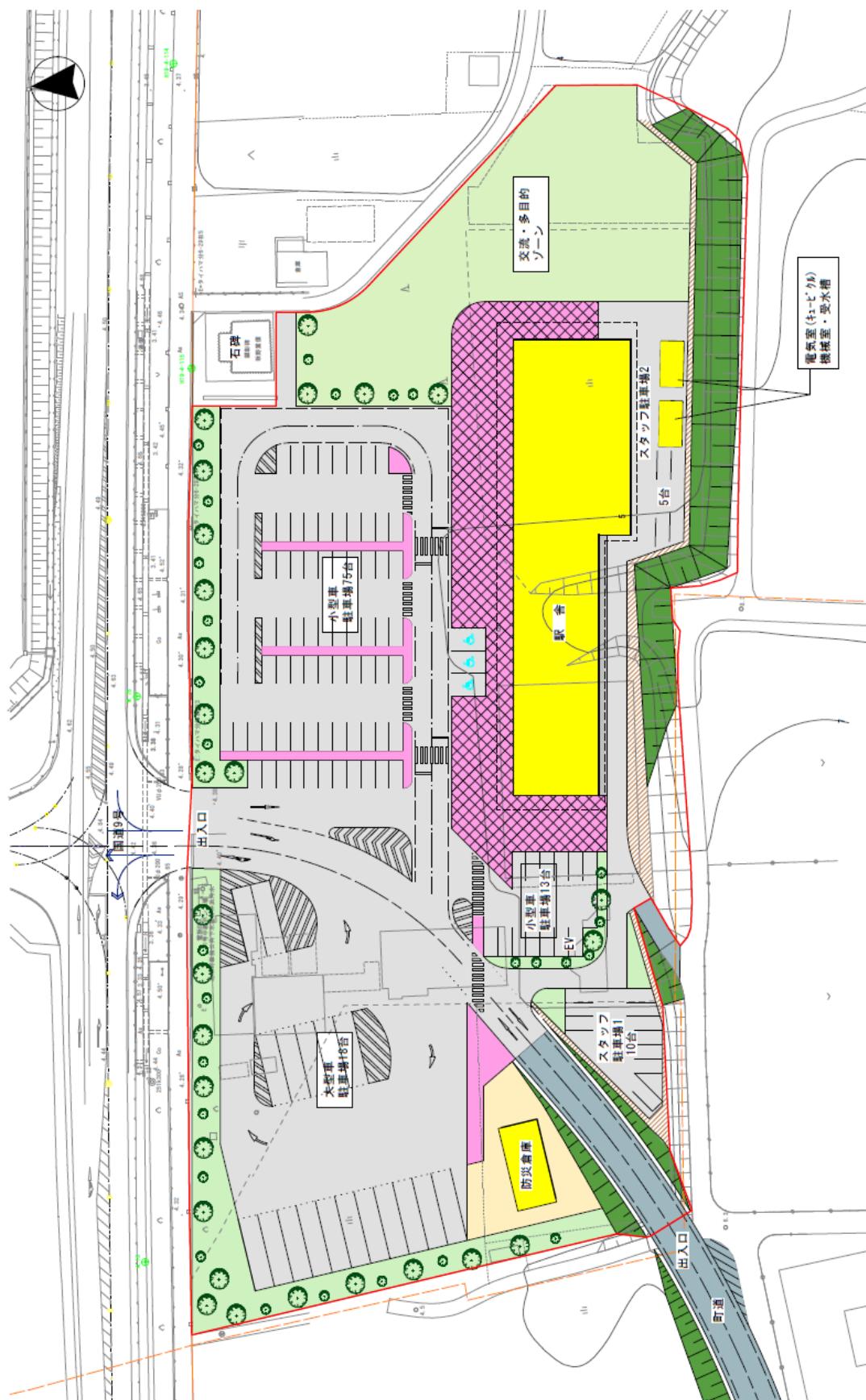
2-2. 施設配置計画

施設配置計画は下図に示すとおりです。

【北エリア配置図】



【南エリア配置図】



第3章 建築施設概略計画

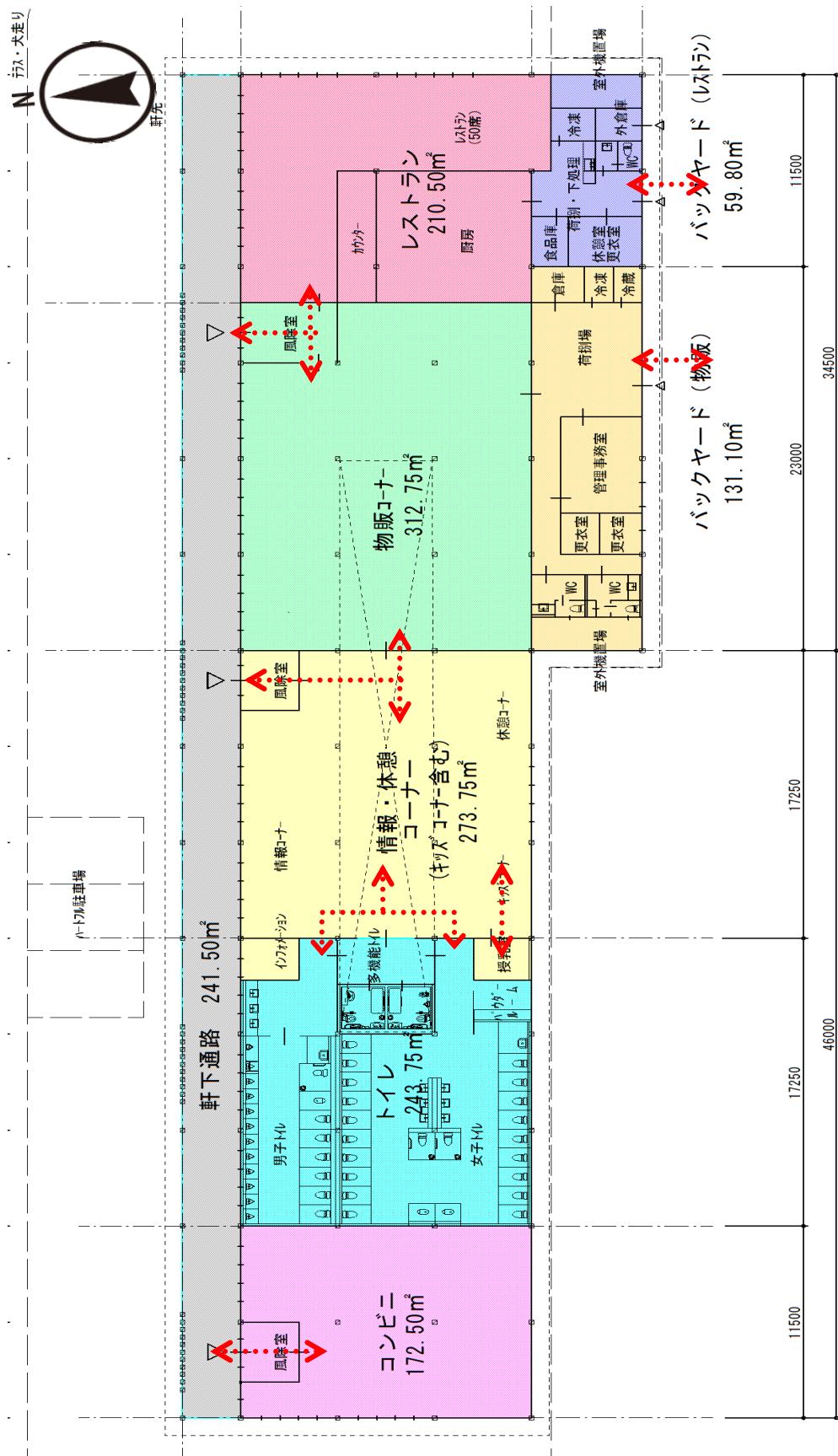
第3章 建築施設概略計画

本章では、南エリアに建築する駅舎の計画について取りまとめます。

3-1. 配置計画

基本計画第4章で設定した諸施設について、配置計画案を示します。諸施設の配置は、休憩・情報発信機能をエントランスゾーンとして位置付け、諸施設への移動にはエントランスゾーンを経由する配置計画としました。

入口部は国道9号側を正面とする配置計画としています。また、北風の影響を配慮し、各出入口には風除室を設置しています。

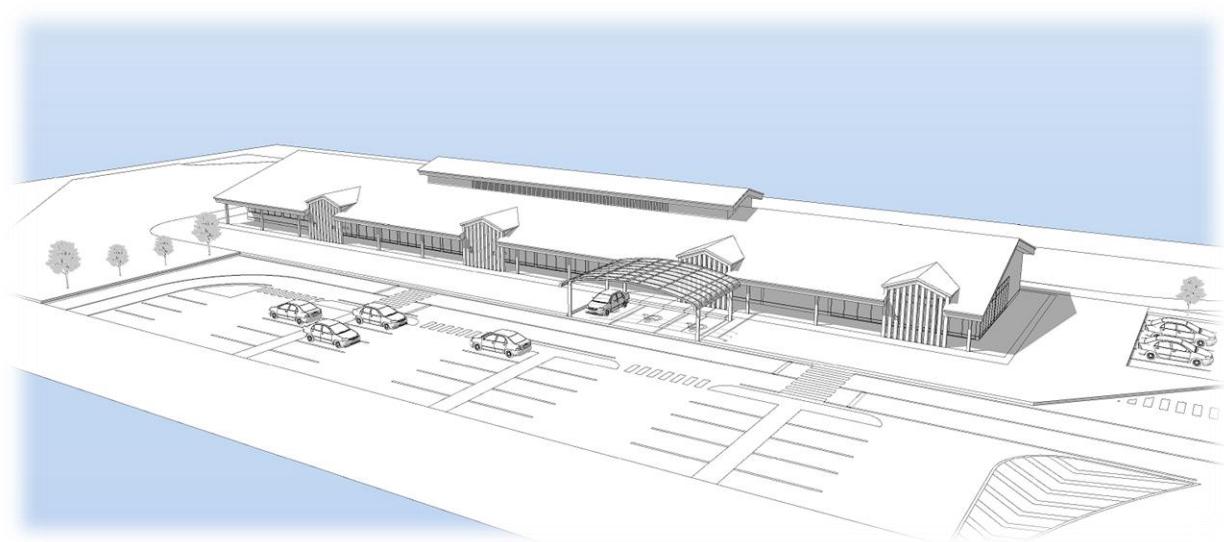


■ 駅舎施設配置計画・動線計画図

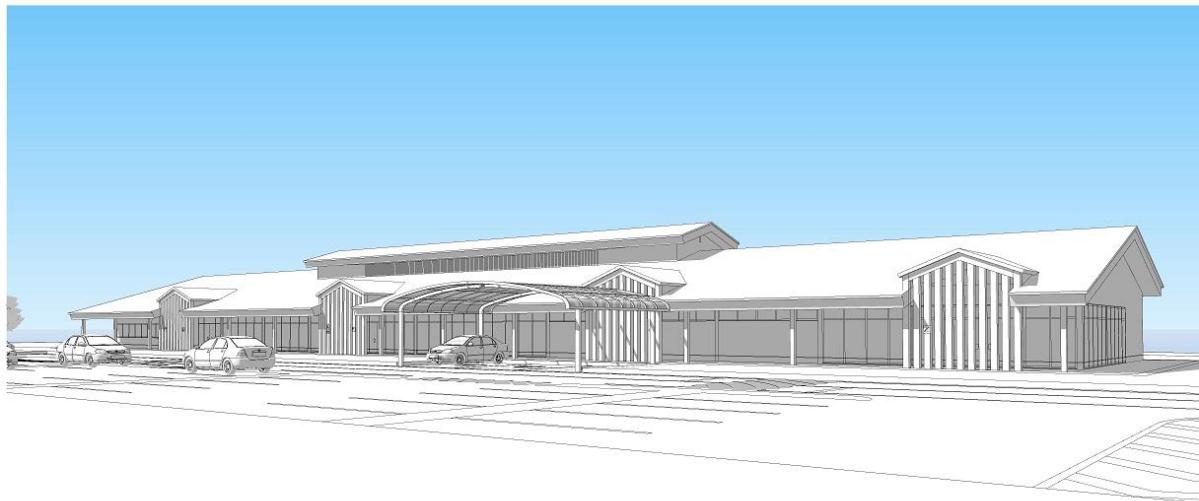
3-2. 建築施設概略計画

以下に建築イメージとして、立面図を示します。

建築構造は、現時点では木造1F 床面積1,650m²程度を想定しています。

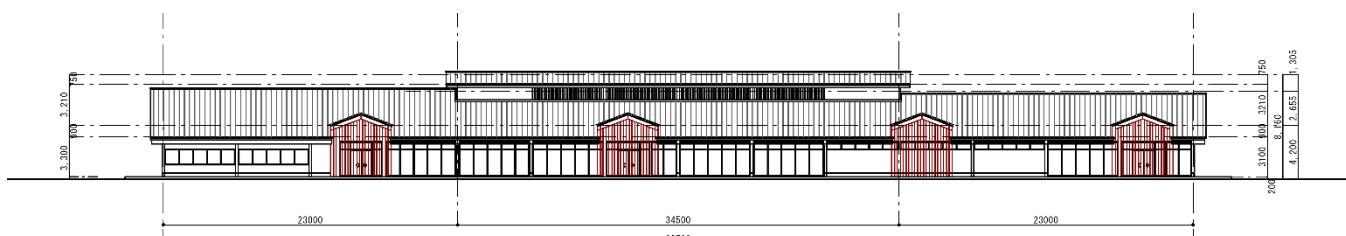


■ 駅舎施設の外観イメージ ①

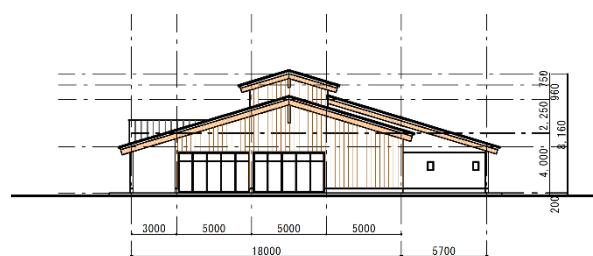


■ 駅舎施設の外観イメージ ②

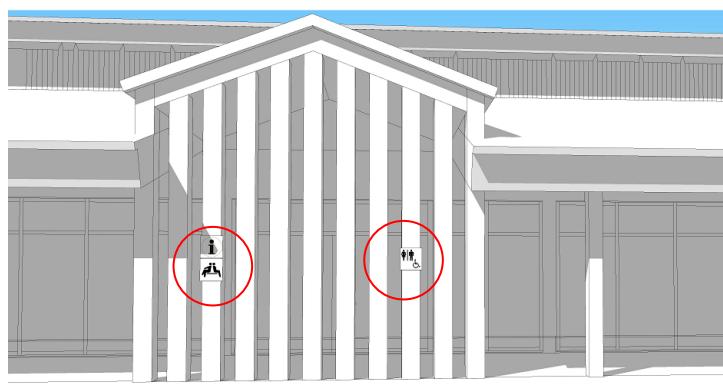
■ 駅舎施設の立面図



立面図（北面）



立面図（西面）



※駅舎建物は、東西方向に約80mと長い施設となり、かつ北風対策の化粧壁により、各施設配置が判りづらい懸念があります。

対策として、化粧壁にピクトサインを設置することで、利用者への情報提供を行います。

■構造比較検討表

構造比較検討

構造	工法 [参考価格千円]	特徴	長所	短所
木構造	在来軸組工法 〔 357,000- 〕	柱・横架材等から構成される架構式構造 適所に横層材・CLT材を併用 木造軸組み工法	木材はプレカット加工することで安価、工期短縮につながる。 準耐火構造の燃えしろ設計により化粧現しとして使用できる 一般建物に不向きな木材でも活用できるので山林の保全や、 環境改善に貢献する	耐力壁・筋違の配置バランスを構築する必要がある 大入パネル構造 法的構造制限がある 品質にばらつきが出る場合がある コト面の検討が必要 (CLT多用した場合)
鉄骨構造	重量ラーチ工法 〔 404,000- 〕	壁筋違を不要とし、壁面をスッキリさせる 重量鉄骨を使用し接合部を強固に接合した構造	大入パネルに対応できRC造に比較して軽量で経済的 比較的工期も早く、安価 耐震性に優れる	建築場所により耐塩・防震の必要が生ずる 鉄部・使用材料等によりヒートリッジが起きやすい
鉄筋コンクリート構造	ラーベン構造 〔 445,000- 〕	柱・梁を一体化した強固な骨組を作り重量・ 荷重を支える構造形式	建物本体の重量が大きいので十分な基礎工事を要する 耐火性・耐久性に優れている デザインの自由度が高い	建物本体の重量が大きいので十分な基礎工事を要する 工事費が比較的高く工期が長い 断熱材の検討・結露対策を要す

備考：関係する主な基準等

- ：主要用途：店舗 645.65m² (平屋建)
- ：建築基準法：第26条 防火壁 (1000m²以上)
- ：ハートピア法・福地のまちづくり条例他
- ：建築基準法：第27条 構造制限なし
- ：北栄町公共下水道 (田井浜污水)、雨水処理

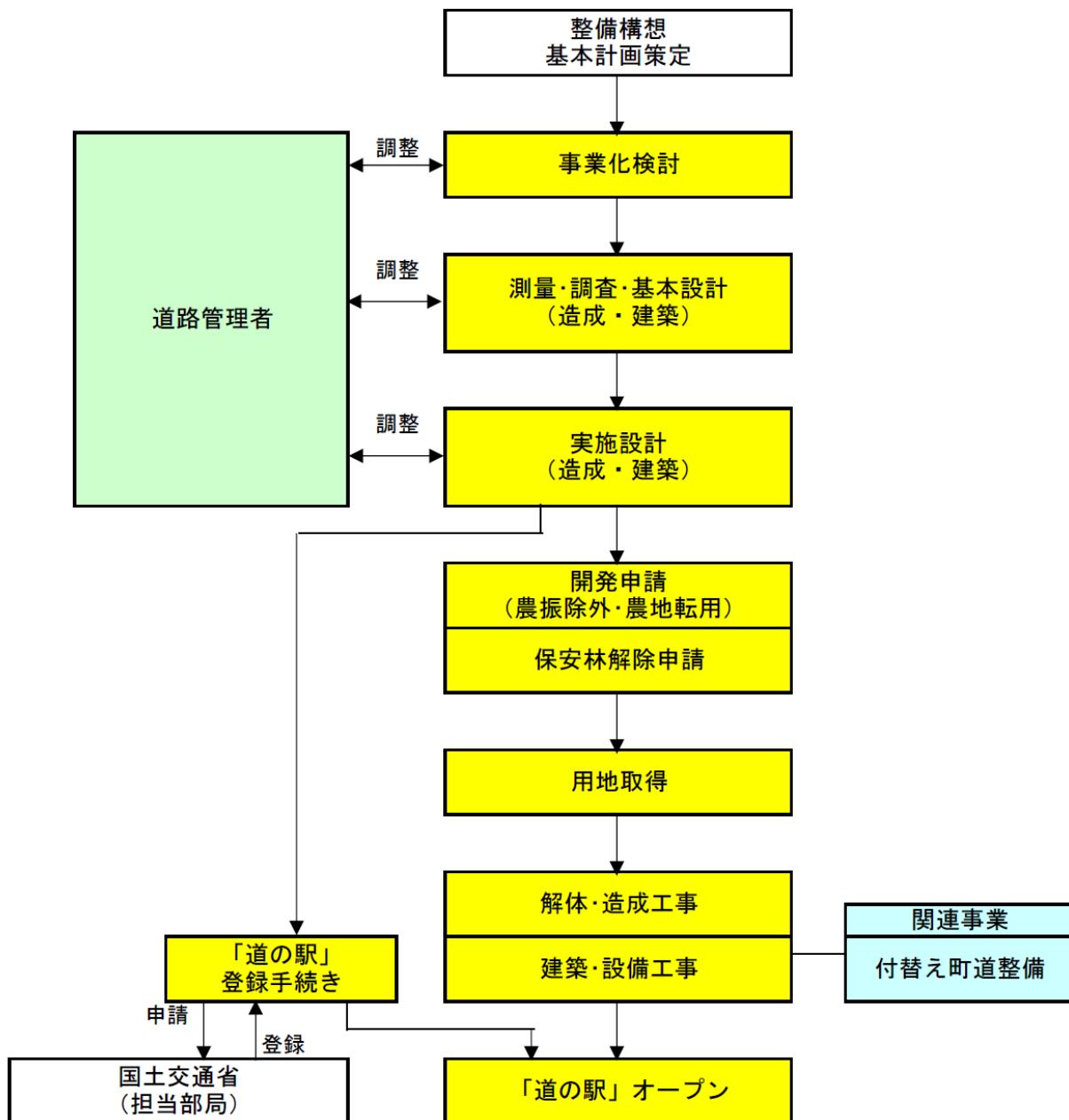
■：消防法・省令法・景観条例・環境保全条例他

■：北栄町公共下水道 (田井浜污水)、雨水処理

※ 参考価格は、杭工事、設備工事、諸経費、備品、消費税等を除いた概算工事(直工)費です。

第4章 事業スケジュール

第4章 事業スケジュール



実施内容	
令和元年	指定管理候補者の選定
令和2年	基本設計
令和3年	実施設計
令和4年	既存建物解体工事
令和5年	土地造成工事・駅舎等建築工事
令和6年	開業